改正後 現行 変更理由 西胆振保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱 西胆振保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱 (設置) (設置) 第1条 地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、西胆振保健医療福祉圏 第1条 地域における保健医療福祉施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、西胆振保健医療福祉圏 域連携推進会議(以下「連携推進会議」という。)を設置する。 域連携推進会議(以下「連携推進会議」という。)を設置する。 なお、この会議は、医療法第30条の14第1項に定める、関係者との連携を図りつつ、医療計画 ○ 調整会議に移行 定める将来の病床数の必要量を達成するための方策、その他地域医療構想の達成を推進するため (削除) 「協議の場」である而服振圏城地域医療構相調整会議を兼わるものとする (所堂事項) (所掌事項) 第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。 第2条 連携推進会議は、次の事項について取り組むものとする。 (1)地域の保健医療福祉に関すること。 (1) 地域の保健医療福祉に関すること。 (2) 地域医療構想の達成の推進に関する事項 ○ 調整会議に移行 (3) その他の地域医療構想の達成の推進に関する事項 (2) その他、連携推進会議の目的達成のため必要と認められる事項 (組織) (組織) 第3条 連携推進会議は、次に掲げる者のうちから胆振総合振興局長が委嘱する委員をもって組織する。 第3条 連携推進会議は、次に掲げる者のうちから胆振総合振興局長が委嘱する委員をもって組織する。 (1) 保健医療福祉サービスの提供者 (1) 保健医療福祉サービスの提供者 (2) 保健医療福祉サービスの受益者 (2) 保健医療福祉サービスの受益者 (3) 関係行政機関の長 (3) 関係行政機関の長 (4) その他必要と認められる者 (4) その他必要と認められる者 2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者 2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。 の残任期間とする。 ただし、専門的事項に関し必要な場合は、臨時に委員を置くことができる。 ただし、専門的事項に関し必要な場合は、臨時に委員を置くことができる。 3 委員の互選により、会議の議事進行を行う会長を置く。 3 委員の互選により、会議の進行を行う会長を置く。 (会議) (会議) 第4条 会議は、必要の都度、道が招集する。 第4条 会議は、必要の都度、道が招集する。 2 道は、必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。 2 道は、必要に応じて、委員以外の者を出席させることができる。 (専門部会) (専門部会) 第5条 連携推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。 第5条 連携推進会議は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。 (事務局) (事務局) 第6条 事務局は、胆振総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。 第6条 事務局は、胆振総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。 (その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、道が委員と協議のうえ 第7条 この要綱に定めるもののほか、連携推進会議の運営に関し必要な事項は、道が委員と協議のうえ 定める。 定める。 附則 この要綱は、平成20年6月12日から施行する。 この要綱は、平成20年6月12日から施行する。 この要綱は、平成22年5月21日から施行する。 この要綱は、平成22年5月21日から施行する。 この要綱は、平成24年4月9日から施行する。 この要綱は、平成24年4月9日から施行する。 この要綱は、平成26年3月11日から施行する。 この要綱は、平成26年3月11日から施行する。 この要綱は、平成27年6月29日から施行する。 この要綱は、平成27年6月29日から施行する。 この要綱は、平成28年9月27日から施行する。 この要綱は、平成28年9月27日から施行する。 この要綱は、令和 1年9月 日から施行する。